

## 第14章 仮設トイレ・し尿・ごみ・がれき対策

# 【予防対策】

### 基本方針

- 1 仮設トイレの確保体制及びし尿処理体制を整備する
- 2 災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理体制を整備する

### 基本方針1 仮設トイレの確保体制及びし尿処理体制を整備する

#### 1 仮設トイレの確保体制及びし尿処理

##### □ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 環境部 下水道管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮設トイレの確保体制及びし尿処理体制を整備する。</li> <li>○ し尿収集運搬車両等の確保体制を強化する。</li> <li>○ 下水道施設を耐震化する。</li> <li>○ し尿排水用のマンホール等を整備する。</li> </ul>

##### □ 詳細な取組内容

#### 1 仮設トイレの確保体制及び公園施設等へのトイレ整備

- し尿収集計画及び各マニュアルの作成・更新  
し尿収集計画の作成、仮設トイレ設置マニュアル及び多摩市災害し尿処理マニュアルを更新する。
- 仮設トイレ必要基数等
  - 避難者 50 人あたり 1 基を目安とする。
  - 要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄を検討する。
- 仮設トイレ・収集運搬車両等の確保体制及び整備
  - 市の備蓄、東京都・他市区町村・民間収集事業者・レンタル・リース会社等と連携する。
  - 高齢者・障がい者等への配慮をした仮設トイレ等の調達体制及び収集運搬車両等の整備を図る。
- 避難施設にマンホールトイレシステムの整備  
多摩市下水道プラン 2020 に基づき、学校等の指定避難所において、下水道施設を活用した、マンホールトイレシステムを整備する。

- 避難所(指定避難所)仮設トイレ用水の確保  
避難所施設対策部長は、各小中学校等の指定避難施設等の管理者と連携し、水道停止時に備えトイレ用水の確保に努める。
- 仮設トイレ等の設置体制及び維持管理等  
避難所施設対策部長は仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- 仮設トイレの普及啓発  
仮設トイレ等の設置場所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、仮設トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- 公園等における災害時兼用トイレの設置を検討  
災害時にも利用できる公園トイレの設置を検討する。

## 2 し尿処理体制等の整備

- 大規模災害時を想定したし尿収集計画の作成  
大規模災害により、発生したし尿に対応するための「し尿収集計画」を作成するとともに、適宜、更新する。
- し尿処理体制等の整備・推進「東京都下水道局流域下水道本部(南多摩水再生センター)との連携」  
多摩市は、東京都下水道局とし尿の搬入・受入に関する覚書に基づき、南多摩水再生センターへのし尿搬入・受入体制を整備・推進する。  
※ 多摩市と東京都下水道局との覚書(災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書(平成23年7月11日締結)に基づく、南多摩水再生センターへのし尿搬入体制は整備済みである。
- 受援体制の整備  
東京都を通じ、各自治体からの応援を受け入れを可能とするため、受援体制の整備を行う。その際の、実施手順等具体的な事項を検討する。
- 下水道施設の耐震化を図る  
多摩市下水道プラン2020に基づき、避難所、災害対策活動拠点及び地域病院等を含む重要路線の下水道施設の耐震化を図る。
- 民間業者等との協力体制の整備
  - 下水道復旧のための建設業者やし尿収集運搬事業者等と連携協力し、し尿の収集・運搬、下水道の応急対応体制の整備を図る。
  - 災害時応援協定を締結した、し尿収集運搬事業者との連携訓練を推進する。

## 基本方針2 災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理体制を整備する

### 2 災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理体制

#### □ 対策内容と役割分担

大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ効率的に処理できる体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 環 境 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多摩市災害廃棄物処理計画を必要に応じ更新する。</li> <li>○ 多摩市がれき処理マニュアルを必要に応じ更新する。</li> <li>○ 災害廃棄物仮置場候補地の災害別用途を整備する。</li> </ul>
都 環 境 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都内全域の災害廃棄物処理体制を把握する。</li> <li>○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、多摩市を含む都内の収集・運搬機材等や廃棄物処理施設・中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理に係る協力体制を構築する。</li> <li>○ 関係局と協議し「東京都震災がれき処理マニュアル」を拡充する。</li> </ul>

#### □ 詳細な取組内容

##### 1 大規模災害時を想定した、災害廃棄物の処理・処分方法を検討

大規模災害時による大量の災害廃棄物(有害物質含む)を処理するため以下の事項に留意し実施方法等を検討し災害時に備える。

- 発生源・発生量の想定
- 処理施設の耐震化
- 十分な広さの仮置場の確保
- 仮設処理施設の候補地
- 東京都及び国への協力要請及び広域支援等の方法
- 各関係機関等と各種訓練の実施

##### 2 受援体制の整備

東京都を通じ、各自治体からの応援受け入れを可能とするため、受援体制の整備を行う。その際の、実施手順等具体的な事項を検討する。

##### 3 多摩市災害廃棄物処理計画及び多摩市がれき処理マニュアルの整備

手順を明確にするため、「東京都災害廃棄物処理計画」及び「東京都震災がれき処理マニュアル」との整合性を図り更新を行う。また、更新にあたっては、以下を検討する。

- (1) 災害廃棄物等の分別、再資源化について
 

最終処分量の削減を図るため、災害廃棄物等の分別を徹底し、再生資材として有効利用できるよう再資源化の実施方法等について検討する。
- (2) 国の特別措置を踏まえた、倒壊家屋等の解体・除去について
  - ① 倒壊家屋、倒壊ビル等のがれきの除去は、原則として各所有者が解体・除去を行う

ため、周知の方法等について整備する。

- ② 特例措置適用前は、個人住宅や一部の中小事業所に限り、市民からの申請受付、事業者との契約及び適正処理の指導内容等を整備する。
- ③ 特例措置適用後は、個人住宅や一部の中小事業所に限り、多摩市が倒壊家屋等を解体・除去を行うため、実施の方法等について検討する。
- (3) 公費負担によるがれき処理の対象の範囲と公表方法について
- (4) 発災後、がれき発生量の推計と東京都への報告について
- (5) 有害物質等の処理について(飛散防止対策、委託業者等への指導等を含む)
- (6) 多摩ニュータウン環境組合への受入れ要請について
- (7) 環境対策とモニタリングについて

#### 4 廃棄物関連施設や運搬車両等

現況を把握し、不足が想定される人員・車両等の確保体制を検討する。

##### ○ 民間事業者等との協力体制の整備

民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等と連携し、大量のごみ・がれきの迅速かつ効果的な処分を図る。

- 災害時の人員、資機材等の確保
- 民間処理施設への受け入れ応援の検討
- 収集運搬車両や資機材調達のため各種事業者との協定締結の推進

##### ○ ごみ分別等の事前PR

大量の混在ごみの排出を抑制するため、平常時からごみの分別を徹底するため、周知の方法等について整備する。

- リサイクル事業との連携
- 市民・事業所等へのごみ分別の事前PR

## 5 仮置場の候補地

災害時は、被災状況により仮置場の候補地から指定する。

施設名	施設所在地	備考
一本杉公園	多摩市南野2-14	101,469 m <sup>2</sup>
大谷戸公園	多摩市連光寺5-17-1	27,000 m <sup>2</sup>
諏訪北公園	多摩市諏訪3-11	28,866 m <sup>2</sup>
諏訪南公園	多摩市諏訪5-14-1	27,399 m <sup>2</sup>
貝取南公園	多摩市貝取4-13	26,058 m <sup>2</sup>
貝取北公園	多摩市貝取2-1-1	36,838 m <sup>2</sup>
愛宕東公園	多摩市愛宕1-66	23,388 m <sup>2</sup>
和田公園	多摩市和田795	16,492 m <sup>2</sup>
落合南公園	多摩市落合3-30	19,841 m <sup>2</sup>
李久保公園	多摩市唐木田1-42	3,691 m <sup>2</sup>
大栗橋公園	多摩市関戸5-18-27	2,293 m <sup>2</sup>
関戸公園	多摩市関戸3-5 地先	26,607 m <sup>2</sup>

※ オープンスペース利用計画上の用地の使用状況や、がれきの実発生量に応じて柔軟に対応する。

